



京都府保険医協会・保険部会だより

臨時号

(2021年4月10日発行・その1)

算定、お忘れなく!**21年4月から 医科外来等感染症対策実施加算 5点が算定できます****1. 外来診療及び在宅医療における感染症対策実施加算（5点）について**

次に掲げる点数を算定する場合であって、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行う場合は、2021年4月から9月までの間、医科外来等感染症対策実施加算（5点）が算定できます。

ただし、電話や情報通信機器を用いた診療等を実施した場合は算定できません。

それぞれの要件を満たせば乳幼児感染予防策加算（100点）と併せて算定できます。

【対象点数】

- ア 初診料
- イ 再診料（注9に規定する電話等による再診を除く）
- ウ 外来診療料
- エ 小児科外来診療料
- オ 外来リハビリテーション診療料
- カ 外来放射線照射診療料
- キ 地域包括診療料
- ク 認知症地域包括診療料
- ケ 小児かかりつけ診療料
- コ 救急救命管理料
- サ 退院後訪問指導料
- シ 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ）
- ス 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料
- セ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ソ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
- タ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- チ 在宅患者訪問栄養食事指導料
- ツ 在宅患者緊急時等カンファレンス料
- テ 精神科訪問看護・指導料

※ コ、サ、スからチまで及びテについては、アからウまでに該当する点数と併算定しない場合に限る。

【特に必要な感染予防策】

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこととされており、例として以下が示されている。

- 状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- 病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

【医科外来等感染症対策実施加算の診療行為コード】

診療行為コード	診療行為名称	対象点数
111014070	医科外来等感染症対策実施加算（初診料）	初診料（ア）に加算
112024070	医科外来等感染症対策実施加算（再診料・外来診療料）	再診料（イ）、外来診療料（ウ）に加算
113033370	医科外来等感染症対策実施加算（医学管理等）	医学管理等（エ）～（サ）に加算
114051070	医科外来等感染症対策実施加算（在宅医療）	在宅医療（シ）～（ツ）に加算
180064870	医科外来等感染症対策実施加算（精神科訪問看護・指導料）	精神科訪問看護・指導料（テ）に加算

【手書きの場合の略号】→4月1日現在、厚労省は「定めていない」と回答。作成要請中。

【よくあるご質問】

- Q1. 届出は必要か。→必要ありません。
 Q2. 対象患者は発熱等の患者に限るか。→限りません。全ての患者が対象です。
 Q3. 院内トリアージ実施料（臨時的取扱）と併算定できるか。→できます。

2. 6歳未満児の外来診療等に対する乳幼児感染予防策加算（100点）について

2020年12月15日に発出された（その31）で、6歳未満の乳幼児に対して必要な感染症対策を講じた上で、初診料、再診料、小児科外来診療料等を算定する場合、「乳幼児感染予防策加算」として2021年2月までの間100点を加算できるとされていましたが、3月以降9月末まで引き続き算定できるとされました。なお、10月診療分以降は50点とされる予定です。

算定に当たって、「患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る」などの算定要件及び請求コードは従前どおりです。

3. 入院における感染症対策実施加算（10点）について

次に掲げる点数を算定する場合であって、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行う場合は、2021年4月から9月までの間、入院感染症対策実施加算（1日につき10点）が算定できます。ただし、外泊期間中は算定できません。

【対象点数】

- ・入院基本料
- ・特定入院料
- ・短期滞在手術等基本料
- ・DPC対象病棟の入院料

【特に必要な感染予防策】→「1」と同じ

【入院感染症対策実施加算の診療行為コード】

診療行為コード	診療行為名称	対象点数
190237150	入院感染症対策実施加算（入院基本料）	入院基本料に加算
190237250	入院感染症対策実施加算（特定入院料・その他）	特定入院料、短期滞在手術等基本料、DPC対象病棟の入院料に加算

4. 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた場合の二類感染症患者入院診療加算（750点）について

2020年12月15日に発出された（その31）で、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において「二類感染症患者入院診療加算」として2021年2月までの間750点を加算できるとされていましたが、3月以降も当面の間引き続き算定できるとされました。

算定要件、請求コード及び「摘要」欄記載は従前どおりです。

※ その他、詳細は当会発行『グリーンペーパー』2021年3月25日号、P.14～16をご参照下さい。